

○議事日程（平成二十七年六月二十六日第三日）

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	議会運営委員会の報告
日程第三	諸般の報告
日程第四	養老町長期継続契約に関する条例の制定について
日程第五	養老町税条例の一部を改正する条例について
日程第六	平成二十六年度養老町上水道事業会計決算の認定について
日程第七	平成二十七年年度養老町一般会計補正予算（第一号）
日程第八	平成二十七年年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第一号）
日程第九	養老町議会会議規則の一部を改正する規則について
日程第十	養老町議会傍聴規則の一部を改正する規則について
日程第十一	平成二十七年年度養老町一般会計補正予算（第二号）
日程第十二	養老鉄道存続特別委員会の設置について
日程第十三	養老鉄道存続特別委員会委員の選任について
日程第十四	地域公共交通（鉄道）の確保及び維持に対する支援を求める意見書

日程第十五 発議第九号 議員の派遣について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

一	番	北倉義博
二	番	岩永義仁
三	番	長澤龍夫
四	番	大橋三男
五	番	三田正敏
六	番	吉田太郎
七	番	早崎百合子
八	番	野村永一
九	番	田中敏弘
十	番	松永民夫
十一	番	林輝見
十二	番	青山貞一
十三	番	水谷久美子

○欠席議員
なし

○地方自治法第二百二十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝
副町長	長谷川悟
教育長	並河清次

総務部長	問山孝通
総務部参事兼 総務課長	田中信行
総務部	
企画政策課長	西川敏明
総務部税務課長	渡邊章博
住民福祉部長兼 健康福祉課長	野村博治
住民福祉課長	高木勉
住民福祉課長	高木
住民福祉課長	松岡弘泰
住民福祉課長	佐藤昌子
生活環境課長	柏渕裕昭
産業建設部参事	高木伸一
産業建設部参事兼 農林振興課長	川地豊己
産業建設部企業誘致 ・商工観光課長	山中秀樹
産業建設部長	前田勝治
産業建設部長	桐山一則
水道課長	田中隆
会計管理者兼 会計課長	佐藤嘉但
教育委員会事務局長兼 教育総務課長	久保寺利明
教育委員会 生涯学習課長	

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

教育委員会 スポーツ振興課長	西脇正信
消防次長	堀田明男
消防次長	川添公男
議会事務局長	西脇和信
議会事務局書記	稲川諭実彦

(開議時間 午前九時三十分)

○議長(野村永一君) 平成二十七年第二回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

傍聴席の皆さんも、御一緒をお願いいたします。

私が前段を読み上げますので、後段のほう御唱和を願います。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

ただいまから平成二十七年第二回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(野村永一君) それでは日程第一、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、七番 早崎百合子君、

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に総務民生、産業建設委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については、後ほど委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（野村永一君） 次に日程第四、議案第四十号 養老町長期継続契約に関する条例の制定についてを議題とします。

この議案は、総務民生委員会に審査を付託してありましたので、ここで委員長より審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

総務民生委員会委員長 早崎百合子君。

○総務民生委員長（早崎百合子君） 総務民生委員会の報告をさせていただきます。

去る六月十七日午後一時三十分より、委員及び議長並びに執行部の出席のもと、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の制定一件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について、御報告いたします。

議案第四十号 養老町長期継続契約に関する条例の制定についてにしましては、一、対象となる事業件数はの問いに対しては、複数年のリースについてが三十件ほど、保守契約についてが八件ほどであり、役務の提供を受けている事業については、事業ごとに検討するとの回答でした。

二、財源として節減される額の試算はの問いに対しては、今後精査したいとの回答でした。

三、第三条の町長が別に定めるものの内容はの問いに対しては、

今後、規則や取扱要綱を定める予定であるため、そちらで示していきたいとの回答でした。

四、長期継続契約によるリスクを明確にする方法はの問いに対しては、契約書の契約条項に長期継続契約であることをわかるようにしたいとの回答でした。

五、参入業者が減るなどデメリットに対する考えはの問いに対して、事業の選定については、政策的判断を要しないような継続的なもの、あるいは定型的なものに絞りたいと考えている。また、契約年数については、役務の提供に関してはおおむね三年という基準を設け、リースに関しては耐用年数があるため、おおむね五年としたい。なお、メリットは、四月一日から事業を執行するような役務の提供の場合、三月には見積書の聴取や契約の締結ができるため、すぐにスタートできるとの回答でした。

なお、長期継続契約に切りかえる際は、業者に当条例の趣旨を十分に説明してから進めてほしいという要望がありました。

六、物品の借入れの具体例はの問いに対しては、情報処理機器や事務処理機器、車両等がある。なお、役務の提供については、情報処理業務や施設の管理業務、設備機器の保守管理業務、車両運行管理業務があるとの回答でした。

七、業者を固定するに当たり、競争社会を害することに対する考慮はの問いに対しては、指名業者の選定の際には、十分考慮したいと考えているとの回答でした。なお、保守契約をする際は、長期継続契約にすべきか、単年契約にすべきかをよく精査してから契約してほしいという要望がありました。

八、消費税率が上がる年の契約方法はの問いに対しては、今後、どのような形態になるのかを詰めてから契約したいとの回答でした。

九、年度の途中で従前の契約から長期継続契約に切りかわる場合の契約時期はの問いに対しては、例えば、二十七年十二月に契約が終了する場合は、二十八年一月から長期継続契約として契約することになるとの回答でした。

十、これまでに途中で契約の相手方が変わった事例はの問いに対して、実際に変わったケースがあつたかどうかは、各担当課で執行しているので把握していないが、入札により変わることもあり得るとの回答でした。

十一、長期継続契約により町が不利にならないようマニュアルのようなものを作成する考えはの問いに対しては、庁舎内で情報の共有をしながら進めたいとの回答でした。

十二、情報機器の保守点検に関する適正価格を判断する基準はの問いに対しては、業者に積算をしてもらうとの回答でした。なお、職員は情報漏えいに対する危機管理意識を常に持つようにとの要望がありました。

以上、審査に付されました条例の制定一件の議案につきまして、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過並びに結果報告とします。

○議長（野村永一君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。この案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属以外で審査の経過及び結果についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより順次、討論、採決を行います。

それでは、日程第四、議案第四十号 養老町長期継続契約に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この条例に対する委員長長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に日程第五、議案第四十一号は、議会初日に提案理由の説明が済んでおりますので、逐条上程後、直ちに質疑に入ります。

それでは、日程第五、議案第四十一号 養老町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） マイナンバー制度の運用により、税条例全般はどのようになるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（野村永一君） 渡邊税務課長、答弁。

○総務部税務課長（渡邊章博君） ただいまは、マイナンバー制度の導入に伴って税分野での運用はどのように変わるかというような御質問かと思えます。

この番号制度につきましては、皆様御存じのように、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということを確認を行うための基盤ということでございます。そこで、社会保障、それから税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤ということでございます。

特に税分野におきましては、申告書、それから税務署などに提出する税務関係書類に個人番号とか法人番号を記載することによりまして、税務行政の効率化、そして納税者サービスの向上などが期待されているところでございます。

それからまた、確定申告書とか住民税の申告書がございますけれども、このような情報、それから給与支払い報告書の資料等、市町村の有する住民基本情報につきまして、この番号というものをキーといたしまして内容性とか突合ができるわけでございまして、納税者の地方税の関係情報をよりの確、そして効率的に把握して、精度の向上、そして迅速で正確な情報連携が可能となるとされております。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 反対の討論をさせていただきます。

日本年金機構の個人情報流出事件をめぐり、国民の中で大きな不安や不信、中止を求める声が広がっているのも事実です。きのうからの議論もありますが、これまで免許証番号、健康保険証番号など、分野ごとに別々の番号だったが、マイナンバーは今条例提案されました税も含め、分野を超えた事務に使われます。官と民のさまざまな分野の個人データが生涯不変の一つの背番号で管理され、生涯にわたる分野を超えたデータが集積されるのです。しかも、この番号を自分の勤務先や取引先にも伝えることになるので、誰もが知り得る番号になってしまいます。他人の番号を手して悪用する成り済まし犯罪の増加は必然だと思います。

現にアメリカ連邦司法省によれば、二〇〇六年から八年に一千百七十万件の成り済まし犯罪被害が発生し、二〇一一年には成り済ましによる不正な税還付申告を九十四万発見されております。アメリカ国防省は、二〇一一年に軍人や職員のSSN使用をやめ、独自の本人確認番号へ移行せざるを得ないという事例も、以前から取り組まれている国から報告をされているところでございます。六月八日の衆議院の決算委員会で、塩崎厚生労働大臣は特定個人情報保護評価書を全ての項目で十分としたというふうな以前の発言を撤回し、反省すべきところは多々あり、評価についても今回の流出事件も踏まえ、考えていくと言わざるを得ない状況にあります。

現時点において、以上述べさせていただいた理由で賛成することができません。反対討論といたします。

○議長（野村永一君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（野村永一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に日程第六、認定第一号 平成二十六年

度養老町上水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

この議案は、産業建設委員会に審査を付託してありましたので、ここで委員長より審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

産業建設委員会委員長 岩永義仁君。

○産業建設委員長（岩永義仁君） 産業建設委員会の報告をいたします。

去る六月十七日午前十時より、委員並びに執行部の出席のもとに産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました認定第一号 平成二十六年度養老町上水道事業会計決算の認定についてであります。その主な論点及び審査の経過は、次のとおりであります。

一、有収率が一%上昇した場合の使用料収入の増加額はの問いに対して、三百四十四万三千三百十五円であり、平成二十六年度の年間有収水量二百三十七万四千七百八十二立方メートルの一分に一立方メートル当たりの水道料金百四十五円を乗じて算出で

きるとの回答でした。

二、有収率を上げるための今後の対策はの問いに対して、現在、第一・第三ポンプ場と第二・第四ポンプ場を隔年で漏水調査を実施しており、今後も継続していく。なお、配水管末端の排泥ドレーンを含む漏水が二十七カ所見つかかり、そのうち一分間に五リットル以上漏水している七カ所を修繕し、また排泥ドレーンの排水量が多い三カ所の水量を調整したとの回答でした。

三、排泥ドレーンの水量の調整方法はの問いに対して、仕切り弁のふたをあけて開栓器で回すタイプや、側溝の中に簡易バルブがついているタイプなどがあるとの回答でした。

四、ある区長会では消火栓を下水の清掃に使用しているという話を聞くが、環境美化に使用を認める考えはの問いに対して、先般、別の区長会役員会において、消火栓の使用は消防または消防の演習のみとし、それ以外の目的で使用することは原則禁止としていることや、届け出人が実際に消火栓の開閉操作をしてもらえよう文書で改めてお願いしたところであり、清掃への使用を認める考えはないとの回答でした。

五、貸し倒れ損失三百六十八万三千五十一円の対象人数はの問いに対して、事業所も含めて平成二十一年度の不納欠損として九十二人分であり、一カ月を一件とすると五百九十八件分になる。なお、そのうち大口の事業者が一件あり、金額としては九十二万九千九百九十三円であったとの回答でした。なお、過去の未納分についてもしっかりと徴収する努力をしてほしいという要望がありました。

六、給水停止の状況はの問いに対して、現在、給水停止中は十九件あり、そのうち十件が二十六年度に新たに給水停止になっている。なお、分納誓約をしているものは七十九件あり、うち二十

九件が二十六年度に新たに分納誓約をしているとの回答でした。

七、財政状況を改善するため、水道料金の請求月を隔月にする考えはの問いに対して、今後の検討課題としたいとの回答でした。

八、給水停止後に開栓する条件はの問いに対して、給水停止を受けた方には、ある程度 of 金額を納めてもらえれば一両日中に開栓している。なお、残りの滞納分は分納誓約としているが、誓約を守らなければ即刻給水停止し、再度開栓をするには滞納分をまとめて払ってもらうことを通告しているとの回答でした。

九、検針員の人数と検針手当の年間総額はの問いに対して、検針員の人数については二十八人、手当については八百六十万円ほどであり、一件当たりの手当八十三円と一カ月当たりの検針数八千五百件ほどと十二カ月とを乗じて算出できるとの回答でした。

以上、審査に付した平成二十六年度養老町上水道事業会計決算の認定については、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設委員会に付託された審査内容及び審査結果の報告といたします。

○議長（野村永一君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。この案件については総括質疑が終了しておりますので、所属以外で審査の経過及び結果についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより順次、討論、採決を行います。

それでは、日程第六、認定第一号 平成二十六年度養老町上水

道事業会計決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第七、議案第四十四号及び日程第八、議案第四十五号の二議案については、議会初日に提案理由の説明が済んでおりますので、逐条上程後、直ちに質疑に入ります。

それでは、日程第七、議案第四十四号 平成二十七年度養老町一般会計補正予算（第一号）を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 十二ページの款十教育費、二目社会教育費総務費について、三点お尋ねをします。

初めに、節で報償費十七万二千元、需用費四十二万一千円の根拠について、伺います。

二点目は、募集要項、例えば期日、また四百字詰め原稿用紙何枚とか、様式とか、選考とか表彰、これらはどうお考えなのか、お聞かせいただきます。

三点目は、単年度事業なのか、継続的な事業として今回補正で上げているのか、その三点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（野村永一君） 久保寺生涯学習課長、答弁。

○教育委員会生涯学習課長（久保寺利明君） ただいまの水谷議員の質問に回答させていただきます。

最初の予算項目、報償費、需用費の内訳でございますけれども、こちらにつきましては、報償費といたしましては、この作文の審査をしていただく審査員の謝礼として一人当たり四千八百円、一人で五万二千八百円と、今回の募集に当たり、小・中学生を対象にしているわけですが、最優秀賞を各学年一名ずつということで、記念品として五千円の図書カードを九学年分九人、四万五千円、それと各学年の優秀賞、これを各学年二名ずつということとで三千円の図書カードを十八人分、五万四千円見えています。

そのほか、発表会における手話通訳の謝礼であるとか、賞状の謝礼を見て十七万二千円計上しております。

また、需用費四十二万一千円につきましては、原稿用紙の印刷代、あらかじめ原稿用紙のほうに学校名等を記入する枠を設けたいと思っております、こちらの印刷代、それと賞状の印刷代、それと作品集をつくるということで、こちらの印刷費で四十万五千円、合計で四十二万一千円を計上しております。

また、募集要項でございますけれども、町におきましては、以前から「家族の絆、愛の詩」を募集事業としてやっております、今年度も継続事業として十六回目の事業を行います、今回これ

は新規事業といたしまして、養老町が養老の滝にまつわる孝子伝説のまちであるということで、親孝行をテーマにした作文の募集を行うことによつて、小・中学生に親孝行について考える機会を設けるということと、二年後に迫りました養老改元一三〇〇年祭事業への関心を高めることを目的として、今回予算計上いたしました。

テーマは、親孝行としております。四百字詰め原稿用紙を使用して、低学年については一枚、中学年については二枚以内、中学生については三枚以内で書いてもらうということにしております。賞につきましては、先ほど申しましたように各学年の最優秀賞一編につき図書カード五千円と、各学年優秀賞、各学年二編ずつ、図書カード三千円ということで、作品の締め切りにつきましては十月九日としております。審査結果を十一月二日発表ということで、表彰式と作文の発表につきましては、十一月十四日、改元一三〇〇年祭ブレイベントの場で行うことを予定しております。なお、作品の選考委員につきましては、社会教育委員会さんを予定しております。

それから、三点目の単年事業かどうかということですが、養老改元一三〇〇年祭の機運を高めるということで、一三〇〇年祭が行われるまでとしております。以上です。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 恐らく現場では「親と子、愛の詩」、そして読書感想文、今回の親孝行をテーマにした作文というようなことで、夏休みの中に学校のほうからそういう指導が入るのではないかなというふうに思っているわけですが、これらに対する

子供たちへの負担といいますが、それは煮詰めるまでに各小・中の校長先生などに多分お尋ねしていらつしやると思いますが、その点は大丈夫なのかなということについてお答えいただきたいのと、昨年の小畑敬老会で大橋孝町長が、親孝行したいときに親はなしというのではなく、親が亡くなっても親孝行できますよという話をいただきました。私も初めてそういう言い方を聞きましたので、非常に感慨深いものがありました。小・中学生対象じやなくて、こういうことは亡くなっても親孝行ができるというような思いも含めて、全町民といいますが、一般も広げたような形で取り組むべき事業じやないかなということを思いますが、そうすれば先ほどの印刷の原稿用紙なども、各自自治会館とか公民館とか、いろいろな公共施設に置いて、そこに行った人が気軽に原稿用紙があれば書こうという気になりますので、そういう取り組みを提案したいんですけども、その点についての見解をお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（野村永一君） 並河教育長。

○教育長（並河清次君） ただいまの水谷議員の質問に答えさせていただきます。

この親孝行作文については、昨年度から校長会等で提案しております、一三〇〇年祭事業の中でも一時取り上げられていた事業でして、養老町が親孝行のまちだというふうに言われているんですけど、本当に親孝行って一体何だろうというふうに私自身も考えておりますし、町民、子供たちも考えている子供が多いんじゃないかというふうに思っております、ぜひ実施したい事業だというふうに思っております。

この事業を教育総務課がやるのか、生涯学習課がやるのかという話もありまして、生涯学習課は「家族の絆、愛の詩」の仕事を

やっております、その締め切りが九月十六日だったと思いますが、その締め切りと重なるということもありまして、今、水谷議員がおっしゃったように、学校も愛の詩に応募してくれておって、夏休みは、今お話ありましたように感想文等も子供たちが書いておって重なるのではないかと話があつて、いろいろ検討して、まず教育委員会の中で検討して、期日を当初もつと早く考えていたんですけども、十月九日まで少し延ばしました。愛の詩の募集が終わってから学校で取り組んでいただいたり、愛の詩を学校でどのようにやるのか、夏休み前に授業の中でやる、それから夏休みにやる、夏休み後に作文を書く、そういったことを校長会で話し合ひまして、校長先生方に納得してもらつて、各学校独自にこのことにも工夫して取り組んでいくという了解を得ております。

先ほど久保寺課長が申しましたが、この事業、申しわけありません、久保寺課長と意見が一致してなくて、一応二〇一七年までというふうには考えておりますが、継続も考えております。やってみて、これは非常に効果的だと、やはり町民が親孝行について考えるすごくいい機会になったというふうに捉えた場合、二〇一七年が終わっても継続していけたらというには思っています。

それから、範囲を広げるということについても、幼稚園は文字が書けないということで、小学校低学年についても考えたんですけども、小学校は詩に応募している子もいるしということ、小学校一年から三年までが原稿用紙一枚以内、それから四年生、五年生、六年生は原稿用紙二枚、中学生は原稿用紙三枚以内という形で差をつけて応募してもらうことにしました。町民全体についても考えてはみたんですけど、まず小・中学生でやってみよう

と、まず小さい子が親孝行について考える機会を設けたいということ、今回は小・中学生を対象に提案しました。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 二〇一七年の二三〇〇年祭の機運を高めるというような一つの方法として、大いに賛成するものですね。けれども、一つの同じ町から提示されている原稿用紙に、その一族の中で三世帯で自分の親孝行のことを考えるというような取り組みも非常に機運を高める一つになると思うわけですね。いろいろと世代が違うということは、それぞれの社会環境とか家族の経済的な状況とか、それを三世帯を通して確認をしようと、そういうふうな事業に発展していくことを望んでおります。以上です。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 十一ページの消防費の関係で、非常備消防ということ、財源更正ということ、国・県から地方創生の関係で財源更正がされるという説明で、消防団訓練事業はしご乗りという説明を受けましたが、はしご乗り訓練事業というのは、この金額の中に消防団員のはしご乗りをする人の人件費はどのように含まれておるのか。この中で、はしごをこの間、ポンプ操法のとときに披露をされておりますが、はしごの金額もこの訓練事業の中での購入をされておるのかということをお尋ねいたします。

○議長（野村永一君） 堀田消防長、答弁をお願いします。

○消防長（堀田明男君） ただいまの松永議員のほうから質問いただきましたことに回答をさせていただきます。

まず、操法大会のときにはしごを二基立てさせていただきまし

たけど、これにつきましては、恵那市の消防団のほうから練習用にということでお借りしたというか、寄贈していただいたもので、現在のところまだ購入はしておりません。

それと訓練旅費の関係ですけど、訓練していただく関係で予算計上をさせていただいております。内容につきましては、千四百円の二十二人で十二回やらせていただいて、三十六万九千円の予算計上させていただいております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 今、はしごは恵那市のほうから寄附をされたという説明を受けたんですが、養老町では新しくつくるという考えはないということでしょうか。

そしてもう一点、訓練は毎年されると思うんですが、今回この訓練事業ということで国から予算が来ておるわけですが、考え方として、毎年これは事業として申請すれば来るものなのか。といいますのは、二年後の二三〇〇年祭に合わせてはしご乗りの訓練をというように聞いておりますので、経年的に訓練をされると思っておりますので、その費用の関係を説明をお願いいたします。

○議長（野村永一君） 堀田消防長、自席で答弁。

○消防長（堀田明男君） はしごの作成につきましては、現在、計画は持つておりますけど、まず竹やぶのほうに今年度お邪魔させていただいて、寒のときに切り出して来年度作成という形になります。

予算につきましては、これは継続事業とは考えておりますけど、今回の財源構成についてのお話なんですけど、継続されるのか、ちよっと私、研究不足でまだ定かでないかもしれません。まことに申し

わけありません。

○議長（野村永一君） 西川企画政策課長。

○総務部企画政策課長（西川敏明君） 失礼いたします。

ただいまの松永議員さんからの御質問でございますが、この事業につきましては、地方創生先行型の交付金を今回活用しようということで財源更正をさせていただいたところでございます。

なお、今現在、地方総合戦略の策定をしておる時期でございますけれども、その戦略の中にこの事業も含めまして、今後継続していくということであれば、当然ですけれども、交付金の対象事業となるということでございます。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 商工費の中の観光費について、御質問させていただきます。

ふるさと養老観光宣伝費として四百五十二万九千円上っております。説明の中では、ふるさと会館にW i f i設備を設置することですけれども、私の記憶では、養老公園に今W i f iの無線LANのいわゆるホットスポットというんですかね、設備が設置されたかと思うんですけれども、そちらとの重複がないのかどうかだけ確認させてください。

○議長（野村永一君） 山中企業誘致・商工観光課長。

○産業建設部企業誘致・商工観光課長（山中秀樹君） ただいまの岩永議員の質問にお答えさせていただきます。

確かにおっしゃるように、養老公園内には、公園事務所の指定管理者が設置されたW i f i設備、これがあります。

ただし、これはまず公園事務所に一つ、それから天命反転地、

このエリアの一つ、それから楽市楽座にも一つ設置されておりますが、これの機能といいますか、性能は半径約五十メートル程度と伺っておりますので、当然私どもが今回予定しておりますふさと会館までは届いております。これは実際に現地も調査しておりますので、エリア外ということは確認して今回上げさせていただきます。

また、せっかくですので今回のこの事業内容について簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

今申し上げましたように、W i f iの環境といえますか、こういったものは、今の観光地、あるいはいわゆる公衆の方の集まる駅とか、そういったところに段々整備されつつあります。当然、養老公園内におきましても、観光拠点の施設でありますので、ふるさと会館において今回こういった機器を設置しまして、地域の文化遺産、あるいは自然観光スポットなどの情報を、新たにスマートフォンアプリや観光情報コンテンツを活用した中で、町内を観光周遊していただくと、観光客に利便を図るということで、今回上げさせていただきました。

当然、機器はW i f iの室外機といえますか、いわゆるルーターですね、ああいったものをふるさと会館の敷地内に上げまして、ハード面はそういったもので、また先ほど申しましたアプリでございますが、この観光アプリは、概略を御説明申し上げますと、あらかじめ地図情報上に公園内の観光スポット、例えば滝とか、菊水泉とか、あるいは元正天皇の行幸跡地ですね、ああいったもの、あるいは句碑等たくさんありますので、こういった情報を地図上に落としたものを、例えばスマートフォンなり持ってその近くまで行きますと、その観光情報が開くことができます、そしてなおかつそれを登録というか、開くことによって自動的に登録

されるようになるんですが、それがいわゆる、今紙でやっていですが、スタンプラリー、ああいったものにも活用できないかなというところで今検討はしておるんですが、機能的には大方そのようなことでございます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 大変改新的で先進的な取り組み、非常に好意的に受けとめております。

一点、工事請負費で百七十四万九千円という額になっておるんですけれども、今の話ですと、多分ネット回線の引き込みとルーターの設置費用かと思うんですけれども、ちよつと感覚的になかなか高額な予定をしておるなと思うんですけれども、もし今現在わかつていけば、どのような工事をされるか、もうちよつと具体的に教えていただければと思います。

○議長（野村永一君） 山中企業誘致・商工観光課長、自席で答弁。

○産業建設部企業誘致・商工観光課長（山中秀樹君） ただいまの御質問、工事請負費の中身というようなことでよろしいでしょうか。

今回、工事請負費は百七十五万弱上げております。内容としては、まずフレッツ回線を使おうと思っておりますので、そういった工事費に二万円ほど、それから独自のSSID設定費用としまして約六万強、それから接続時間とか回数、こういったものをあらかじめ設定することができるんですが、これの設定費用というところで六万五千円ほど、それからネットワークの設計費とか機器の設計、こういったものも必要になります。これも工事請負費の中に入れていただいております。これが三十五万ほど。それからあと、おっしゃるようにLANの機器とかそういうことも

のの設置費用ですね、こういったものでトータルで四十万強上げております。それから配線で約三十三万ほど、それから室外機の電柱を立てますので、これが三十万ほど、そしてあとともろもろの諸経費、現場管理費とか含めまして二十五万ほど計上いたしております。

以上が工事請負費のざつとした内訳でございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 確認ですが、十ページの土木費の関係で、道路新設改良費ということで六百六十万見てありますが、説明によりますと五百三十一橋対象橋があつて、これの法定点検を外部へ委任するということで、これだけ橋がありますと、今年度で全て完了するのか、継続でいくのか、その辺のことをちよつと確認したいと思います。

○議長（野村永一君） 前田建設課長。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） 済みません、田中議員さんの質問に対してお答えさせていただきまます。

継続して点検をするかというお話でした。法定点検、去年法律ができて全部やっていくということでございまして、うちは今、一部委託をしておる部分と、去年から職員で点検を始めさせていたしております。職員の点検を始めさせていただいたんですけれども、技術的な問題とか人員的な問題等で予算計上をさせていただいたということで、やっています。

五年を目標に全部点検をするということです。ざつと一年では百数十橋になります。それをこし予定をしまして、残りの部分につきましては、職員の技術向上だとかそういう部分がある程度出てくると思いますので、その様子を見ながら、また検討し

ていきたいと思っております。以上です。

○議長（野村永一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に日程第八、議案第四十五号 平成二十

七年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 一点質問させていただきます。

職員手当の件なんですけれども、臨時職員だったか、嘱託職員から正職員に切りかわったということなんですけれども、時間外手当で三十一万八千円が計上されております。もちろん、非正規職員だったところは時間外手当なかったわけですが、正職員

にかわると仕事がふえて残業しなきゃならなくなるのかなど、ちよつとこの点疑問に思いましたので、御回答お願いします。

○議長（野村永一君） 田中総務部参事。

○総務部参事兼総務課長（田中信行君） ただいまの岩永議員の御

質問にお答えいたします。

時間外手当の件でございますけれども、実は介護サービス特会で人件費を見ておりますのが一名でございましたけれども、産休、育休で今後休むというような形の中で、時間外手当というのは見ておりませんでしたということでございますので、臨時職員がここに来ることはございませんので、こちらのほうについては正職員のみの計上になりますので、よろしく願います。

それと、臨時職員であっても当然時間外で勤務されれば、時間外とは言いませんが、賃金の割り増しがされるということでございます。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に日程第九、発議第五号及び日程第十、

発議第六号の二議案は逐条上程後、議員提案のため、代表議員水谷久美子君が趣旨説明を行い、水谷久美子君に対して質疑後、討論を経て採決を行います。

それでは、日程第九、発議第五号 養老町議会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

代表議員 水谷久美子君より趣旨説明を求めます。

○十三番（水谷久美子君） 趣旨説明を行います。

今回、上程しました発議第五号 養老町議会議規則の一部を改正する規則について、説明をさせていただきます。

発議第五号 養老町議会議規則の一部を改正する規則について。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百十二条及び養老町議会議規則（平成三年養老町議会議規則第一号）第十四条第二項の規定により、養老町議会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

平成二十七年六月二十六日提出。提出者、養老町議会議員 水谷久美子、吉田太郎。

改正の趣旨。

全国町村議会議長会において、標準町村議会議規則の改正に伴い、養老町議会議規則の一部を改正するものであり、改正の主な内容につきましては、次のとおりでございます。

要旨。

改正内容を御説明いたします。

養老町議会議規則第二条の「欠席の届け出」事項で、第二項に「出産のため出席できないときは、日数を定めてあらかじめ議

長に欠席届を提出できる」との一文を盛り込むものでございます。附則。

この規則は、議決の日から施行する。

以上で、発議第五号 養老町議会議規則の一部を改正する規則についての趣旨説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 水谷久美子君の説明が終わりました。

これより、代表議員 水谷久美子君に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に日程第十、発議第六号 養老町議会傍

聴規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

代表議員 水谷久美子君より趣旨説明を求めます。

○十三番（水谷久美子君） 今回、上程しました発議第六号 養老

町議会傍聴規則の一部を改正する規則について、説明をさせていただきます。

発議第六号 養老町議会傍聴規則の一部を改正する規則について。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百十二条及び養老町議会会議規則（平成三年養老町議会会議規則第一号）第十四条第二項の規定により、養老町議会傍聴規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

平成二十七年六月二十六日提出。提出者、養老町議会議員 水谷久美子、吉田太郎。

改正の趣旨。

全国町村議会議長会において、標準町村議会傍聴規則の改正に伴い、養老町議会傍聴規則の一部を改正するものであり、改正の主な内容につきましては、次のとおりでございます。

要旨。

改正内容を御説明いたします。

養老町議会傍聴規則第六条第一項第一号中の「傍聴席に入ることができない者」の事項で、「つえ」の字句を削るものです。附則。

この規則は、議決の日から施行する。

以上で、発議第六号 養老町議会傍聴規則の一部を改正する規則についての趣旨説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 水谷久美子君の説明が終わりました。これより代表議員 水谷久美子君に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に日程第十一、議案第四十六号 平成二十七年養老町一般会計補正予算（第二号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十六号 平成二十七年養老町一般会計補正予算（第二号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第四十六号 平成二十七年養老町一般会計補正予算（第二号）。

平成二十七年養老町一般会計補正予算（第二号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ一億六千四百四十一万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百十億九千九百九十七万円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第二条 地方債の変更は、「第二表 地方債補

正」による。平成二十七年六月二十六日提出。

今回の補正予算につきましては、このたび国の学校施設環境改善交付金事業について、補助事業として内定を受けた東部中学校大規模改造工事（第四期）に係るもので、歳入歳出の総額にそれぞれ一億六千四百四十一万四千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ百十億九千九百九十七万円とするものでございます。最初に、九ページの歳出について御説明を申し上げます。

教育費の中学校費（目）学校管理費で、東部中学校大規模改造工事（第四期）に係る設計監理委託料として四百三十二万円を増額し、工事請負費では今回の工事に係る経費として一億八千七百九万四千円と、本年五月に契約を締結いたしました東部中学校大規模改造工事（第三期）の入札に伴う差金三千万円を減額し、差し引き一億五千七百九万四千円を増額いたしました。

次に、七ページの歳入について、御説明を申し上げます。

国庫支出金の国庫補助金（目）教育費国庫補助金では、東部中学校大規模改造工事に伴う学校施設環境改善交付金事業の交付内定があり、三千五百六十八万六千円を計上いたしました。

繰入金金の基金繰入金（目）まちづくり整備基金繰入金では、東部中学校大規模改造工事の財源として一千五百万円を充当するため、一般会計に繰り入れました。

次に、八ページの町債（目）教育債では、東部中学校大規模改造工事の財源として、中学校債一億一千六十万円を増額し、繰越金の繰越金（目）繰越金では、財源調整として十二万八千円を充てるものでございます。

次の四ページの第二表 地方債補正では、学校教育施設環境改善事業債について、借入限度額を一億一千六十万円増額し、補正後の借入限度額を一億八千三百七十万円とするものでございます。

以上で、議案第四十六号 平成二十七年度養老町一般会計補正予算（第二号）についての提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 十二番 青山貞一君。

○十二番（青山貞一君） 参考までにちよっとお伺いしたいんですが、初日にどうして上程できなかったのか、経緯をお聞きしたいと思います。

○議長（野村永一君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局局長兼教育総務課長（佐藤嘉但君） ただいまの青山議員の御質問にお答えさせていただきます。

東部中学校の大規模改造工事（第四期）につきましては、実は六月四日に県のほうから内定の通知をいただきました。国については六月三日でございましたが、急遽、補助金を活用してぜひともやりたいということでしたが、大変申しわけないんですが、実施設計等、単価の見直し等、いろいろ時間がかかりまして、追加上程するという形になったわけでございまして、大変申しわけなく思っております。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に日程第十二、発議第七号 養老鉄道存続特別委員会の設置についてを議題とします。

この養老鉄道存続特別委員会の設置については、全議員による提案であります。

よって、議案の朗読、質疑、討論を省略して採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

本案の養老鉄道存続特別委員会の設置については、発議のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、養老鉄道存続特別委員会を設置することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に日程第十三、選任第五号 養老鉄道存続特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第七条第三項の規定により、議会において選任することになっており、同条第四項の規定では議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、養老鉄道存続特別委員会委員には、北倉義博君、岩永義仁君、長澤龍夫君、大橋三男君、三田正敏君、吉田太郎君、早崎百合子君、不肖私、野村永一、田中敏弘君、松永民夫君、林輝見君、青山貞一君、水谷久美子君、以上、十三人を指名します。お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、養老鉄道存続特別委員会委員に選任することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、養老鉄道存続特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

それでは、直ちに養老鉄道存続特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩とします。

再開時間は後でお知らせします。

議員の皆さんは、議員控室にお集まりください。

（午前 十時四十八分 休憩）

（午前十一時 十分 再開）

○議長（野村永一君） 休憩を解き、再開します。

休憩中に養老鉄道存続特別委員会が開催されました。

その結果について、委員長の報告を求めます。

養老鉄道存続特別委員会委員長 松永民夫君。

○養老鉄道存続特別委員長（松永民夫君） 御無礼をいたします。

養老鉄道存続特別委員会報告をいたします。

ただいまの休憩中に、委員全員出席のもとに、養老鉄道存続特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私、松永民夫が投票により、また副委員長には大橋三男委員が投票により選任されました。

議会が本町にとってなくてはならない養老鉄道の存続という目標に向け、県や沿線市町の議会とともに連携を図りながら、今後想定されますさまざまな課題に対する調査・研究を行うとともに、新たな費用負担が発生する場合には、執行機関への監視機能を十分に発揮しながら、町民の皆様への説明責任を果たせるよう鋭意努力する所存でございます。よろしく御指導のほどお願いいたします。

以上、養老鉄道存続特別委員会の報告といたします。

○議長（野村永一君） 委員長の報告が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に日程第十四、発議第八号 地域公共交通（鉄道）の確保及び維持に対する支援を求める意見書についてを議題とします。

ただいま議題といたしました意見書を事務局より朗読いたします。

○議事事務局書記（稲川諭実彦君） 地域公共交通（鉄道）の確保

及び維持に対する支援を求める意見書に関する朗読をいたします。

地方部における鉄道は、道路整備の進展に伴う自家用自動車の普及、都市部への人口集中による鉄道利用者減少に伴う採算悪化に加え、平成十二年三月鉄道事業法の改正による鉄道の路線撤退が許可制から届け出に変わったことにより、各事業者が不採算路線から撤退する状況が全国各地で発生してきた。

地方自治体では、こうした状況を踏まえ、第三セクターによる運行、事業者に対する運行支援や利用者に対する運賃助成、あるいは代替交通手段の確保などを実施してきた。今後、少子・高齢

化による社会保障費の増大、税收の減少や社会インフラの老朽化進行による施設更新や維持管理費の確保など、財政状況は厳しさを増している。

そのような中で、近隣市町では、三重県四日市市の内部・八王子線があすなろう鉄道として、平成二十七年四月から新たに公営民営化方式で運行を開始し、同じく三重県の伊賀鉄道は平成二十九年年度から公有民営化方式での運行を予定している。

当町内を運行する養老鉄道養老線も、第二種鉄道事業者単独では維持できないとして、沿線三市四町で運行維持のため財政支援を行っているところであり、もし、財政支援を取りやめれば、地域社会の疲弊、若年層の流出などが加速し、地方自治体の目指す地方創生にも大きく影響することとなる。

よって、国及び県においては、市町村自治体が地域公共交通（鉄道）の確保及び維持のために鉄道事業者への運行支援を行う際は、公共交通事業者のいかににかかわらず、存続を確保するため、当該自治体に対して安定的な地方財源措置及び支援策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十七年六月二十六日。岐阜県養老郡養老町議会議長 野村永一。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、財務大臣、文部科学大臣、地方創生担当内閣府特命担当大臣、岐阜県知事。

以上で意見書の朗読を終わります。

○議長（野村永一君） この意見書は、議員全員からの発案ですが、趣旨説明、質疑及び討論を省略して採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、ただいまのとおり行うことに決定いたしました。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に日程第十五、発議第九号 議員の派遣

についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

○議長（野村永一君） お諮りします。

今回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、

議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も、次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定しました。

○議長（野村永一君） お諮りします。

この第二回定例会の審議内容等を報告する機関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も、第二回定例会の審議内容等を報告する機関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定しました。

○議長（野村永一君） お諮りします。

総務民生、産業建設の各常任委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定しました。

○議長（野村永一君） お諮りします。

議会改革、養老鉄道存続の各特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

平成二十七年第二回養老町議会定例会を閉会します。
長時間、御苦労さまでした。

（閉会時間 午前十一時二十分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十七年六月二十六日

議長 野村 永一

議員 早崎 百合子

議員 田中 敏弘